

【個人番号の利用目的及び収集について】

当共済組合は番号法9条(利用範囲)別表第1の24及び39の項に規定する事務のために個人番号を利用します。
 また、個人番号は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を用いて収集します。
 なお、個人番号が収集できなかった場合は、個別に連絡し、別途「個人番号記入用紙」により届出していただくこととなります。

所属所名	任意継続組合員
Eコード	(E 9998)

**被扶養者(認定・認定替・取消・特別認定継続)申告書
 (任意継続組合員専用)**

組合員証番号 (職員番号)	認定・取消を受けようとする者の氏名			
	氏(カナ)	名(カナ)	氏(漢字)	名(漢字)

認定・認定替・特別認定継続・取消を受けようとする者												
性別	生年月日				続柄 コード	職業及び年間所得(収入)の推計額			別居の現住所 ※(住民票の住所に限る)			
	年号	年	月	日		(給与・年金・恩給・その他)	組合員と同居・別居の別	〒				
					円	同居・別居						

被扶養者の要件を備え又は欠に至った日及びその理由					
年月日	年号	年	月	日	理由

※ 認定年月日				※ 取消年月日				※ 判定
年号	年	月	日	年号	年	月	日	
								※ 事由

※印は記入しないで下さい。

国内居住要件 申告欄	住基照会を利用する場合は <input type="checkbox"/> 住基照会を利用する。	国内居住要件の例外に該当 することを証する事由番号を記入 (裏面参照)	備考 ①~④以外の 事由
---------------	---	---	--------------------

上記の通り申告します。

令和 年 月 日

公立学校共済組合徳島支部長 殿

住所

印

組合員氏名

(自署の場合省略可)

- ※□枠部分を記入して下さい。
- 年間所得の推計額は、その者の恒常的な収入として見込まれる勤労所得、資産所得、農業所得、事業所得、公的年金及び個人年金その他の収入の推計額を記入して下さい。
- 添付書類その他の事項については、「教職員福利厚生のしおり」を参照して下さい。

2021.11更新

公立学校共済組合	受付欄
----------	-----

例外該当事由	添付書類
① 外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する 組合員 に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

※書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。